

命を守る  
ヘルメット



改正道路交通法により、全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務となります(R5.4.1施行)。

高知県の条例により、18歳以下の児童生徒のヘルメット着用が保護者の努力義務として規定されています。

## 自転車ヘルメット 購入費用の助成について

購入時に **一人2,000円 値引き!**

(県立学校・私立学校・国立学校)

- 対象** 県内の小中高校生で、自転車通学をしている児童生徒
- 内容** 販売協力店において、一人2,000円値引き
- 方法** 学校に助成申請書を提出  
交付された助成券を活用し、  
販売協力店でヘルメットを購入

### 生徒さんの実際の声

交通ルールと自分の命を守る第一歩。

大きな事故をしましたが、ヘルメットのおかげで助かりました。

ヘルメットは、安心感抜群!安全運転をする気持ちにもなります。

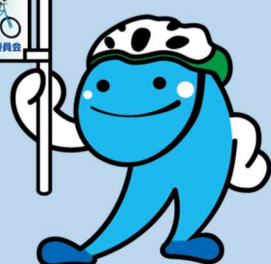
### <注意>

助成券を活用せずに先にヘルメットを購入した場合は、助成を受けられません

# かぶるぞ みんな なまめ



助成制度の詳細はこちら  
学校安全対策課HP



### お問い合わせ先

[申請方法について] 該当の各学校にお問い合わせください。

[助成制度について] 県立学校：県教育委員会 学校安全対策課まで 088-821-4533

私立・国立学校：県庁 私学・大学支援課まで 088-821-4690